

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
町五八七番二地先まで	比企郡川島町大字下小見野字 矢代町八二二番一地从先から	区 間
一一・九一〇二二・七一	七・四三〇九・六九	敷地の幅員 (メートル)
	二五二・八〇	延長 (メートル)
	自転車歩行者道整備工事	備考